

謹賀新年

皆様方におかれましては、輝かしい新春を迎えられ、健やかに過ごしのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年末には、東海環状自動車道の「岐阜山県トンネル(仮称)」が貫通いたしました。

2024年度には、「(仮称)高富インターチェンジ(IC)」―(仮称)大野・神戸IC間が開通、県内の東海環状自動車道は全線が開通するとの見通しを示されました。市内では、2019年度「関広見IC―(仮称)高富IC」間の開通に向けて、着々と工事が進められ、いよいよその時が近づいてきたと実感いたしております。

また、昨年には、4市3町での岐阜連携都市圏を形成するため、岐阜市と連携協約を締結いたしました。これを機に、地域間の連携を一層深め、地域経済の活性化を推進してまいりたいと考えております。

本年4月からは、4市1町による消防広域化も始まります。一層の消防体制の充実強化を図り、地域にお住まいの皆様の安全と安心が守られるよう努めてまいります。

さて、あと一年ほどで元号が変わります。本年は、「平成」から次の時代へとつながる「節目の年」となります。そして、新元号がスタートする2019年度の東海環状自動車道IC開通を見据え、山県市を未来につなぐ道となるよう、各種施策を推進してまいります。

具体的に平成30年度は、「包括的な子育て支援と女性の活躍」「インターチェンジ開通を契機としたまちづくり」「健康寿命の延伸と高齢者の活躍」の3点を重点事項として予算編成を進めているところでございます。

昨年は、市内4事業者の企業誘致を行い、1事業者とは企業立地協定を結び、高富地域に100人規模の従業員が働く本社と工場の移転に向けて計画を進めております。

また、路線バスを中心に交通モードを連携させるため、岐阜バスと連携協定を結び、東深瀬地内に「バスターミナル」の整備を予定しております。このバスターミナルでは、市内公共交通の拠点として「にぎわいの創出」を図りながら、活力あるまちづくりを目指してまいります。

本年の干支は、「戌年」でございます。「戌」は、古くから子孫繁栄の象徴ともいわれております。

本市では、幼児期から「フツ化物洗口」を実施しており、12歳児一人あたりのむし歯の本数が少ないまちとして全国トップレベルを継続しております。

また、高校生の医療費を「まちづくり振興券」で全額助成、さらに、3歳児以上の保育料を一人目のお子さんから無料化するなど、これまでも、「子育て支援日本一」を目指してまいりました。

今後も、これまでの取り組みをさらに推進し、飛躍の年にしたいと考えております。

市民の皆様にとって幸多き年となりますことを御祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成30年 元旦

山県市長 林 宏 優

社会保険料控除などについてお知らせ

～国民年金保険料と介護保険関係について～

社会保険料控除について

国民年金保険料 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。確定申告で控除を受けるには、日本年金機構が発行した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書の添付が必要です。

対象保険料：平成29年1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料

▶送付時期

平成29年11月初旬に郵送済みです。ただし、平成29年10月3日以降に初めて国民年金保険料を納付した人には、平成30年2月初旬に郵送します。

▶家族の国民年金保険料を納付した場合

申告する人が家族の国民年金保険料を納付した場合は、家族の保険料も合算して申告できます。その際は、家族分の証明書なども一緒に添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の紛失などにより再発行が必要な場合は、次の問い合わせ先に連絡してください。

固ねんきん加入者ダイヤル TEL0570-003-004 岐阜北年金事務所 TEL058-294-6364(代表)

※問い合わせには基礎年金番号が必要です。

介護保険料 税の申告で社会保険料控除の対象です！

対象保険料：平成29年1月1日～12月31日に納付した介護保険料

※市から送付した「介護保険料決定通知書」に記載されている金額は、4月から翌年3月までの保険料の金額であり、確定申告で記載する金額とは異なりますので注意してください。

▶送付時期

・特別徴収(年金天引き)の人(非課税年金受給者を除く)

日本年金機構から、源泉徴収票が平成30年1月中旬から下旬にかけて郵送されます。

社会保険料の内訳は、源泉徴収票の摘要欄に記載されています。

・普通徴収(納付書納付、口座振替)の人

納付済額のお知らせは、1月下旬からはがきで郵送する予定です。

※上記以外の人で「納付証明書」が必要な場合は、健康介護課、伊自良支所、美山支所、西武芸出張所で発行します。

固健康介護課 TEL22-6838

障害者控除について

要介護認定を受けている場合の障害者控除対象者認定について

介護保険の要介護認定を受けている人で、障害者手帳の交付を受けていなくても手帳の交付基準に準ずると認められる場合は、確定申告または市・県民税の申告で障害者控除を受けることができます。この控除を受けるためには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

▶対象者

○介護保険制度により要介護認定を受けている満65歳以上の人で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当する人など

※「障害者控除対象者認定書」が必要な場合は、健康介護課、伊自良支所、美山支所、西武芸出張所で発行します。

固健康介護課 TEL22-6838